表六 (+) <u>17</u> $\dot{+}$ t 兀 以 後 終了 事 業 年 度

法人名

中小企業者等が機械等を取得した場合等の 法人税額の特別控除に関する明細書	事業年度	
	' ^~	1

は適用がありませんの

で

御注意ください

機

械

装 署 等

概

要

 σ

措法第42条の6第1項各号の該当号 第 믁 第 묵 第 믁 第 믁 第 믁 御注意 事 業 頹 目 あ 取り資 類 3 種 資 将ません 等 4 産 機 械 奘 置 σ 名 称 は出資の公法人が X 平 <u> 17</u> 取得又は賃 借 の年月日 5 人 税御金 分 平 平 指定事業の用に供した年月日 6 円 円 円 円 円 7 取得価額又は製作価額 取 得 法人税法上の圧縮記帳による 8 は、下、裏の 引 当 金 又 は 積 立 金 計 上 額 価 額 引改定取 得 価 資面法 ((7)-(8))又は(((7)-(8))× 100) 東本又は出資の「中小企業 の「中小企業 IJ 料 (月額) 10 ス IJ 月 月 月 月 月 ス 契 約 期 の月 間 11 の業行金者済 円 円 円 円 円 額の株 用 12 IJ ス 费 ത 総 額 額が三千万円を超えの判定」欄に記載し、株式の総数又は出資 費 用 ス費 改 定り 用 ത 丝公 額 13 $(12) \times \frac{66}{100}$ 前期繰越額 又は当期税額 翌期繰越額 取 得 侕 額 ത 合 計 事業年度又は 当期控除額等 14 (29)-(30) ((9)の合計) 控除限度額 取 取 連結事業年度 起える法人 記貨金額の 29 31 30 税 額 控 除 得 得 15 円 円 $(14) \times \frac{7}{100}$ 苸 に に 翌 円 <u>17</u> 外 当期の所得に対する法人税の額 . . へ(農業協同组をしてください)一定割合以上 係 16 係 並 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」) 期 法 る る 計 額 基 期 税 当 繰 17 も ŧ $(16) \times \frac{20}{100}$ (15) (18) 期 当 分 同組合等を除きます。)さい。)。 以上を大規模法人に所 ത ഗ 越 期分の特別控除 18 税 ((15)上(17)のうち少ない金額) を大規模法人に所 税 前期繰越額 又は当期税額 翌期繰越額 額 改定リース費用の総額の合計額 事業年度又は 当期控除額等 19 (32)-(33) 額 ((13)の合計) 控除限度額 IJ IJ 連結事業年度 の 1 税 額 控除,限 控 1 20 円 円 $(19) \times \frac{7}{100}$ 平平平 ス 特 ス 除 に 平 円 当期の所得に対する法人税の額 外 別 21 苸 :有されている法人については、 に (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」) 係 限 る 計 控 係 当 額 22 度 $(21) \times \frac{20}{100}$ #, (24) (20) る 当 期 分 除 の 期税額基準額残 超 23 ŧ 合 計 額 (22)又は((22)-(18)) 過 前期繰越額 又は当期税額 0 翌期繰越額 当期分のリース特別控除額 事業年度又は の 当期控除額等 ((20)と(23)のうち少ない金額) (35)-(36) 控除限度額 額 連結事業年度 合 37 計 35 36 差引当期税額基準額残額 25 の 円 円 前 ((17)-(18))又は((23)-(24)) 算 苸 期 計 平 外 円 繰越税額控除限度超過額 缲 26 この制度の適用 ((35)の計) 越 算 (27) 計 同上のうち当期控除額 分 27 ((25) 上26) かうち少ない金額) (15)+(20) (18)+(24) 当 期 分 計 人 税 額 の 特 別 控 除 28 合 計 (18)+(24)+(27) が

別表六(十)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する特定中小企業 者等又は中小企業者等が措置法第42条の6第2項から 第4項まで((中小企業者等が機械等を取得した場合等 の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に 記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 特定機械装置等又は特定機械等を事業の用に供し た事業年度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度 2 「種類3」及び「機械装置等の名称4」には、特定 機械装置等又は特定機械等の耐用年数省令別表第一及 び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで((圧縮記帳))の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方法により経理したときに、その繰り入れた又は積み立てた金額(繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。)を記載します。
- 4 「差 引 改 定 取 得 価 額 9 は、措置法 (7) 8)又は $((7) 8) \times \frac{75}{100}$)」 第42条の6 第 1 項第 3 号に掲げる減価償却資産にあっては、 $((7) 8) \times \frac{75}{100}$)」を適用して計算した金額を、

その他の減価償却資産にあっては「((7)-(8))」を適用して計算した金額を記載します。

- 「リース契約期間の月数11」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 6 「リース費用の総額12」には、特定機械等のリース 契約期間において支払われる費用の額(当該減価償却 資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。) を記載します。
- 7 「当期税額基準額残額23」欄は、「取得に係るもの」の「14~18」の各欄の記載がある場合には「22又は」を消し、「14~18」の各欄の記載がない場合には「又は(22)-(18))」を消してください。

8 「前期繰越分」の「25~27」の各欄は、前期以前に おいて生じた特定機械装置等又は特定機械等に係る 繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42 条の6第4項の規定により当該超過額について当期に おいて法人税額の特別控除の規定の適用を受けるとき に記載します。

この場合、「差引当期税額基準額残額25」欄は、「23」及び「24」の記載がある場合には「((ロフ)-(18))又は」を消し、「23」及び「24」の記載がない場合には「又は((23)-(24))」を消してください。

- 9 当期に、特定機械装置等又は特定機械等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法人税額の特別控除を受ける場合には、「当期の所得に対する法人税の額21」欄から記載を始めます。
- 10 「前期繰越額又は当期税額控除限度額29(若しくは32又は35)」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額31(若しくは34又は37)」の金額を移記し、「取得に係るもの」の「当期分」には「15」の金額を、「リースに係るもの」の「当期分」には「20」の金額を、「合計」の「当期分」には「15」と「20」の合計金額をそれぞれ記載します。
- 11 「当期控除額等30」、「当期控除額等33」及び「当期控除額等36」の各欄の外書には、措置法令第27条の6第15項((連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額))の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。
- 12 「当期控除額等33」及び「当期控除額等36」の各欄の外書には、措置法令第27条の6第14項((繰越税額控除限度超過額から控除する金額))の規定の適用を受ける場合(11の場合を除きます。)に、別表六(十一)の「供用廃止設備を指定事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額34(及び37)」は、「33」及び「36」の本書に当該金額を含めて計算します。
- 13 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械装置等又は特定機械等に該当することの詳細を記載します。

	ŗ	中	小		企	Ì	業	者		の		判		定
発行済株式の総	数又に	出資	金額	а			大株	順位	大	規模	莫 法	人名	3	株式数又は出資金額
常時使用する	5 従 業	美員	の数	b		人	規式	1					g	
大数第1順位規等出資金額	立の株質	式数	又は (g)	С			模数 法 人の						h	
	割	合	(c) (a)	d		%	の明 保細						i	
人 有 大規模》	去人合 出資金	計の額	株式 (k)	е			有 す						j	
の割数又はと	割	合	(e) (a)	f		%	る	(g)+(h	計)+(i)+(j)	k	

この表の各欄は、その特定機械装置等又は特定機械等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、 次によります。

- 1 「保有割合d」が50%以上となる場合又は「保有割合f」が3分の2(66.666%)以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細g~k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人(資本 又は出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の 数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)について、その所有する株式数 又は出資金額の最も多いものから順次記載します。